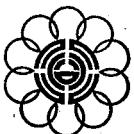


広報こじがや

5月1日

昭和42年・N.O. 350



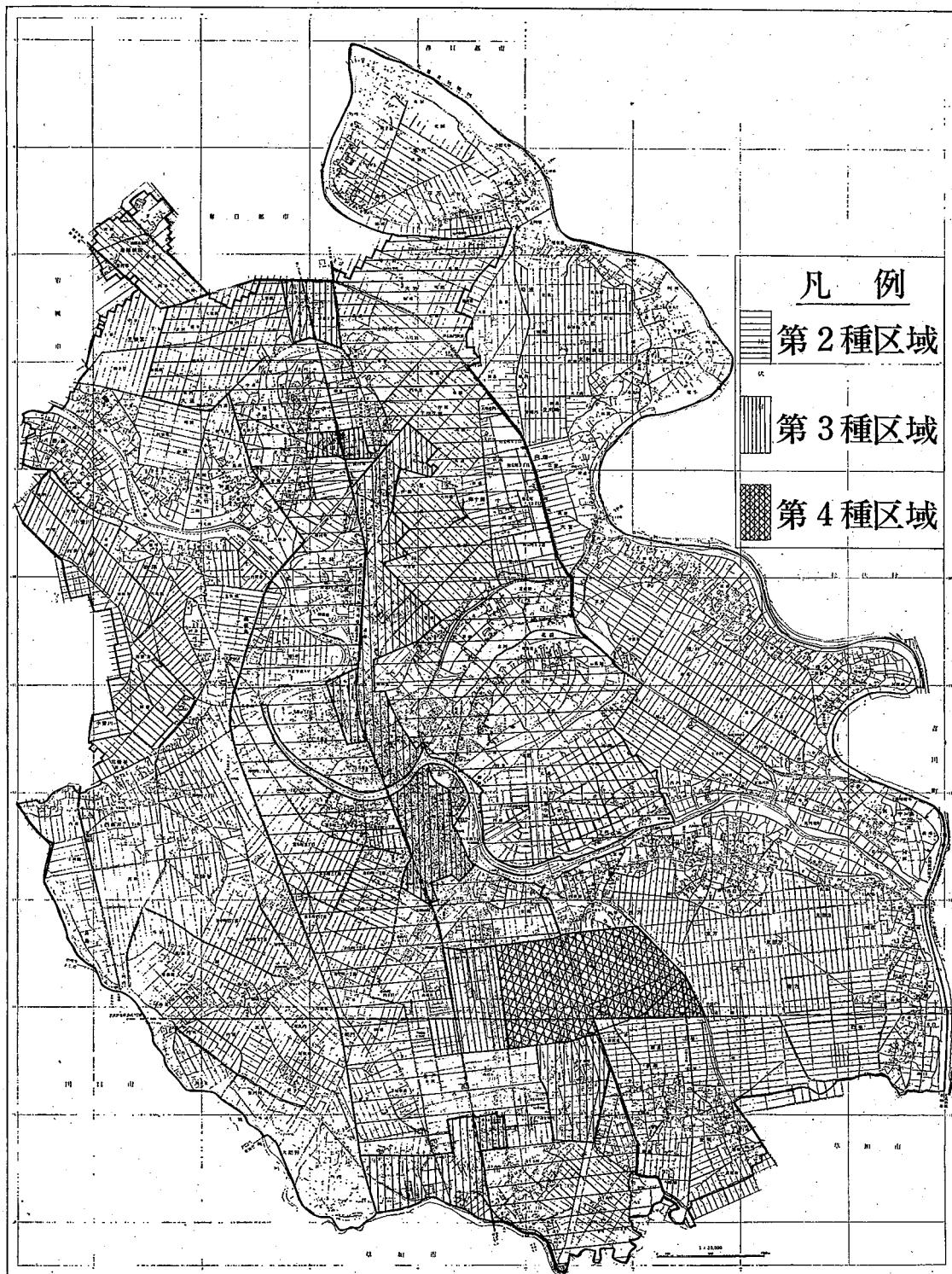
(越谷の市章)

主な内容

- ◆…騒音規制法 5月1日から実施 …… 2、3
- ◆…アメリカシロヒトリを防除しよう …… 4
- ◆…春の交通安全運動 …… 5
- ◆…大そうじは5月中に …… 6
- ◆…各種予防注射が無料 …… 7
- ◆…市役所新庁舎を一般公開 …… 8
- ◆…スピーカー・こよみ …… 8



越谷市騒音規制法地域指定図



市史編
さんたより

123

上間久里のうなぎ

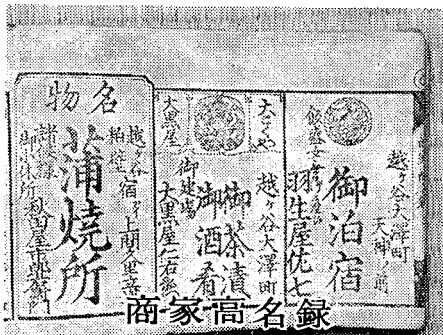
六十年余り前の享和三年に日光東照宮に参詣した。九月七日に江戸をたち、九月八日日光到着といつて二泊三日の行程であった。なお帰路には、古河と誠ケ谷に宿泊している。

かわが、このトネリの道すがらつ

聞したことをまとめたものに、『日光駿程見聞雑記』（徳川宗家所蔵本）というのがある。

道中筋の食べ物屋についてはほ

という秋田屋（現当主）



春の交通安全運動

5月11日から20日まで

步行者

みなさんも次のような想に注意して交通事故を起さしたり、被害を受けないようにしてほしいものです。

運
轉
者

どのよつな場合でも、きめられ
た速度を必ず守り、とくに児童

保険金の請求

葬儀費、生活費などを支払わなければなりません。

交通事故相談教室

(4)

▼歩道のあるところでは、かならず歩道を歩き、また、歩道のないところでは道路の右側の端を歩く。

▼ 安全な速度で運転する。
このような場合でも、きめられた速度を必ず守り、特に児童や幼児が通行する道路では、いつも止まれるまでの速度で運転する。
▼ 横断歩道直前の一時停止を確實に行なう。
▼ 飲酒運転は絶対にしない。
▼ 踏切では、一時停止と安全確認をする。

(一) 加害者が保険会社に請求のしかた
する場合

加害者請求については、強保険(自賠法第十五条)にもづくもので、まずその方法にては、加害者が被害者に損害賠償金を支払ったうえでその額書、その他関係書類と示談書添付して請求します。

(二) 被害者が保険会社に請求のしかた
する場合

そいで、自賠法十七条で、被害者が損害賠償を受けるまでの間の当座の費用(ことくらのない)まで、被害者から保険会社に対し、一定額までの仮渡金の支払いを請求することができる。

とんど記していない多紀桂山も、上原富之助氏の構図に、わずかに「これだけはよほど印象が深かった」ことに往昔の風情をしのぶことができるものとみえ、「一の所、うなぎの る。」と、市史編さん主任 竹内 誠特記している。

被電脳請求については、自時法第十六条にもとづくもので、加害者に賠償の誠意がない場合は、被電脳者の泣き寝入りにならないように。また、加害者の如

（四）請求権の時効
加害者の保険会社に対する保
師の治療を要する期間三十日以
上のもの。

メモしておいてください。被
者請求の場合は、事談書は必要
ありません。

会社に対する損害賠償額および仮払金の請求権は、損害賠償の事実および加害者を知った時から二年経過したときは時効によって消滅します。

メモしておいてください。被
者請求の場合は示談書は必要を
りません。

会社に対する損害賠償額および
仮払金の請求権は、損害発生の
事実および加害者を知った時か
ら二年経過したときは時効によ
つて消滅します。

は、被害者の泣き寝入りにならないように。また、加害者の加入している保険会社に直接請求できます。

(四) 諸求権の競合
加害者の保険会社に対する保険金請求権は、被害者に損害賠償金を支払った時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。よこ、支障請求の及ぼ

(二) 被害者が保険会社に直接請求する場合

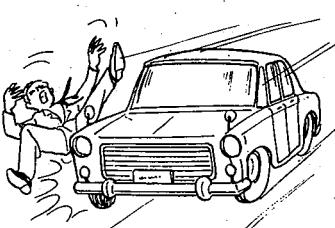
■死した場合 五十万円
■負傷した場合 十万円。ただし十四日以上病院に入院し、医師の治療を要する期間三十日以上のもの。

町内会などで害虫退治
春の大掃じは5月中旬に

五月七日	機井 新方
五月八日	増林、出羽
五月九日	蒲生、大相撲、川柳
五月十日	大沢、越ヶ丘、北越柳
都合により、指定日にできない	日までの毎週土曜日午後二時三十分から。
家庭は、日曜日や祭日などを利用	会 場
して五月中に実施しましょう。	商工会議室
金石資料集を刊行	講 師 水谷清照先生 受講料 一五〇〇円
申込みは五月五日までに連合婦人会事務局（福祉会館内）か商工	期間 五月十日から六月二十九日 り実施します。
越谷市史編さん室では、昭和四十三年度調査報告書として「越谷	会 場
会へ。	

市民交通傷害保険に加入を

万一の事故に備えて



事故が起つたときは、保険金請求には、交通事故証明書(警察で発行してくれます)と医師の診断書が必要です。から事故にあわれたら、軽いけがでもねえそこなにしないで、必ず警察へ事故の届けをいたしましょ。なあ、加入者が無免許で運転して事故を起こした場合はお支払いできません。

各所で予防注射が無料

健康な子に育てよう

4月から

越谷市では、各種の定期予防注射を行なっておりますが、今年の四月から次の予防注射の手数料が無料になりました。

種痘、腸、パラチフス、三種混合(ジフチリア、百日咳、破傷風)、小児マヒの生ワクチン。
なお、有料は、インフルエンザと日本脳炎です。

こどもが病気にかかるないいめには何といつても不断からの親の心構えが大切です。
幼児などは、寒い、暑いなどとなかなか意志表示をしません。



あとになつて、ああ、あのときた……と後悔のないように必ず

に予防注射をしておけばよかつ防注射を受けてましょう。

予防注射の日程は、今までどおりもれなく「広報しがや」に掲載しますが、忘れないようにカレンダーなどに書きとめておくのも便利です。

どの親でも同じですが、こどもが病気にかかるないよつに家族金貢で注意し、健康で健やかな子に育てて下さい。

車の無料点検

四号国道模範運転者の会では、交通事故防止のため、次のとおり車の無料点検を行ないます。

車をお持ちの方は、お気軽におこしください。

とき 五月十一日午前十時から午後四時。雨天の場合、五月十八日に延期します。

ところ 東武バス車庫入口(大房口光街道まわ)。

重度心身障害児に

福祉年金を支給

重度心身障害児をもつ保護者に、お知らせください。この電話利用者が多ければそれだけの申しの予約受けを実施し、一〇一へダイヤルを回します。窓口の混雑も緩和され、待ち時間も短くなります。どうぞ

の電話に

よる予約は、

電話でOK!

あなたの必要

な書類をあり

かじめ電話で予約します。そ

のとき係員ができるある時間

をお知らせしますのでその時

なお予約するときは、登録

をされている住所、名前を正確

に取りに来られれば待つ時

ます。

市民庭球大会

越谷市庭球連盟では、市民庭球大会を次のとおり開催します。

5月11日午前9時
越ヶ谷高校庭球コート

参加申込みは、5月6日まで市庭球連盟事務局(市教育委員会内)へ。

(電話 62-7101 内線490番)
参加料 会員は1人100円、会員外の方は1人150円。

また、新規加入者の募集もしてあります。申込みは、市庭球連盟までお申込みください。

▼障害の程度が、一、二級で知能指数が二十五以下のもの。年齢根) 講義書院=高橋一男氏(越ヶ谷) 指数が二十五をえ五十以下のもの。年齢根) 講義書院=高橋一男氏(越ヶ谷) なお、この入選作品は東京都美術館(上野)に5月8日まで展示されています。

一部作付け停止

消火器売りに注意

南越谷地区整理事業は、坂巻高次氏(瓦屋)

坂巻地をつて工事を進めていま

す。

そこで次の一帯区域内での農作

物は、作付けを停止いたしますので協力ををお願いします。

受給該当すると思われる保護者

の方は、至急福祉事務所に届け出

してください。

受給資格者は、越谷市に住民基

本台帳の登録をしている方で、次

の二つの種類の障害をもつ二十歳未満の児童を保護している方で

チャイムは一日六回

市役所新庁舎の屋上にある時計

台からチャイムが今まで六時、十

二時と九時の三回鳴っていました

が、四月二十七日から営業開始の

八時三分、十二時四十五分、終

業の午後五時にもなります。

このほど国画会室主催の国展に写

真の部として次の方が入選され

ました。

(7) 広報

